

【報告事項】 その他

1 地域医療介護総合確保事業の事業内容に関する提案について

第23回鹿児島保健医療圏地域医療構想調整会議（令和6年11月28日）において、地域医療介護総合確保基金事業補助金の事業内容について疑義が出され、協議の結果、同補助金の県担当課に対し、以下のとおり提案することとして承認されたことから、令和6年12月23日付で県保健医療福祉課長あてに提案を行った。

〈提案内容〉

「地域医療介護総合確保基金事業補助金の事業内容について」

地域医療介護総合確保基金事業補助金については、「地域医療構想の達成のため、地域において不足している病床の機能への転換のための整備費用等を助成する」との目的で定められている。

当事業の補助対象の(2)の「高度急性期機能病棟の機能を維持するために必要な経費」については、現在、高度急性期病床が必要量よりも多い圏域の医療機関においてこの経費を認めると、当該圏域の過剰な高度急性期病床数の減につながらず、当補助金制度の趣旨に沿わないことを危惧するものである。

については、今後県が同補助金の申請案内を行う際は、この点に留意した内容とすることを提案する。

2 県保健医療福祉課長からの回答

令和7年2月13日付で、別添のとおり回答あり。

令和7年2月13日

鹿児島保健医療圏

地域医療構想調整会議議長 様

鹿児島県保健福祉部保健医療福祉課長

地域医療介護総合確保事業の事業内容に関する提案について（回答）

時下、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

また、本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り深く感謝申し上げます。

令和6年12月23日付け「地域医療介護総合確保事業の事業内容について」における提案につきまして、下記のとおり御回答申し上げます。

記

地域医療介護総合確保事業（病床の機能分化・連携支援事業）の令和7年度活用希望調査は終了しておりますことから、令和8年度活用希望調査（又は令和7年度2次募集）以降、対応を検討させていただきたく存じます。